

北上市告示乙第19号

北上市文化交流センター条例第10条第3項の規定により、センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和6年3月4日

北上市長 八重樫 浩文

1 貸付物件

自動販売機

2 利用料金

自動販売機1台あたり月額3,700円（税込）及び月額売上金額（税別）に次の表に掲げる各売上料率を乗じて得た額に消費税率を乗じた金額の合計

設置場所	売上料率
1階自動販売機コーナー（手前）	24%
1階自動販売機コーナー（中）	18%
1階自動販売機コーナー（奥）	11%
2階キッチンテラス前	41%
2階エレベーター前（左）	15%
2階エレベーター前（右）	20%

3 承認の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで